

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和2年8月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付等に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 身体障害者手帳の交付申請の受理、その申請にかかる事実についての審査又はその申請に対する応答 2 身体障害者手帳の返還 3 身体障害者手帳交付台帳の整備 4 氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 5 身体障害者手帳の再交付
③システムの名称	基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者更生指導台帳、身体障害者手帳交付状況台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、身体障害者福祉法施行令第4条、別表第1第11・12項、内閣府総務省令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第16・27・28・31・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部障害者福祉課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7017

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成28年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	
平成29年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成29年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長	①福祉保健部社会福祉課 ②社会福祉課長 芦田雅子	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長 小野木 正章	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	福祉保健部社会福祉課	福祉保健部障害者福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月7日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム(topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム(topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長 小野木 正章	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	(追加)	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム(topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	基幹業務支援システム(topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 福祉系基幹業務支援システム	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	令和2年7月28日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点 500人未満	令和2年7月28日時点 500人以上	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、身体障害者福祉法施行令第4条、別表第1第11項、内閣府総務省令第11条	番号法第9条第1項、身体障害者福祉法施行令第4条、別表第1第11・12項、内閣府総務省令第11条	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第16・27・28・31・54・55・56の2・57・79・106・116項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第16・27・28・31・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116項	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査	自己点検・内部監査	事後	5年経過前の評価の再実施